別記第四号様式（第五条第七項関係）

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度（自　年　月　日　至　年　月　日）	当事業年度（自　年　月　日　至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１　この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第５号様式によりキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。

２　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別記第五号様式（第五条第七項関係）

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度（自　年　月　日　至　年　月　日）	当事業年度（自　年　月　日　至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
営業未収入金の増減額（△は増加）	×××	×××
特定資金貸付業務貸付金の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
営業未払金の増減額（△は減少）	×××	×××
特定資金受入業務預り金の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１　この様式は、間接法により記載する場合について示したものであり、別記第４号様式によりキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。

２　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。